

平成 25 年度 沼津市行政組織の改正

平成 25 年4月1日付けで、行政組織の改正を予定しています。

■平成 25 年度改正の基本的な考え方と主な改正点

1 基本的な考え方

「市民の視点に立った行政サービスを提供し、市民福祉を増進する組織」を目標に据えながら、「行政課題に対応した組織の強化・改善」、「市民サービス向上の視点に立った簡素で効率的な組織」という考え方にに基づき、必要な見直しを行います。

2 主な改正点

(産業振興部・都市計画部)

- ・ プラサヴェルデ(新キラメッセぬまづ)の開設を契機とした、交流人口増加や観光施策等の強化・充実を図るため、観光交流課の「コンベンションビューロー担当」を廃止し、「コンベンション推進係」を新たに置き、都市計画部市街地整備課「コンベンションセンター開設準備室」の所掌事務を移管する。

(産業振興部)

- ・ 地域産業の連携強化や企業の立地等の推進に係る組織体制の強化を図るため、商工振興課に「産業連携係」を新たに置く。

(都市計画部・建設部)

- ・ 民間住宅施策の推進に向けた組織の一元化を図るため、建築指導課に「住宅政策係」を新たに置き、建設部住宅営繕課の「住宅企画係」の事務の一部を移管する。

(水道部)

- ・ 水道部における事務執行の効率化を図るため、「水道経理課」を廃止し、水道総務課に「経理係」を新たに置く。

■部課等の増減

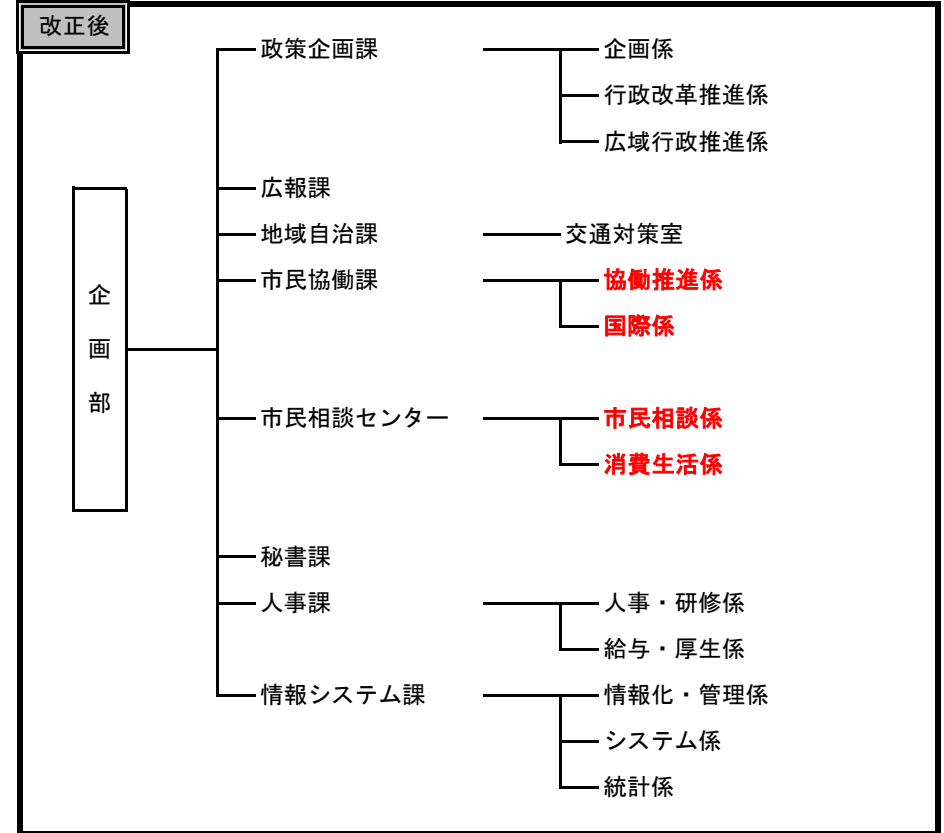
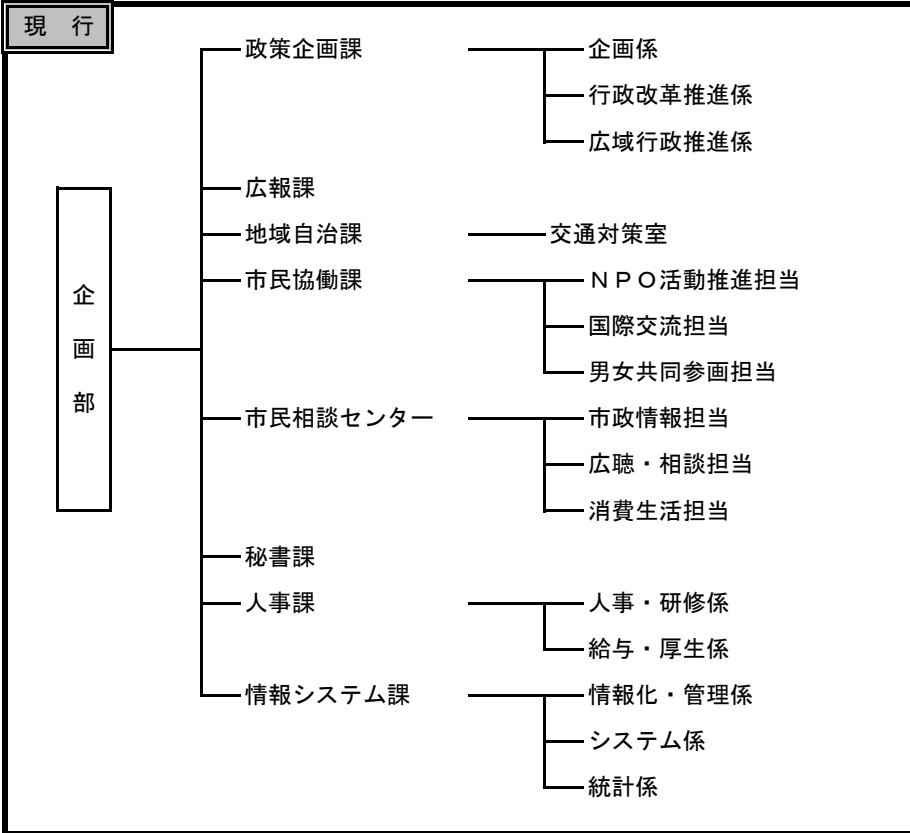
組織	平成 24 年度	増減	平成 25 年度
部	13	0	13
局	3	0	3
課	72	-1	71
課内室	5	-1	4
係・担当	153	-6	147

平成25年度 沼津市行政組織の改正

(平成25年4月1日施行予定)

- ① 沼津市事務分掌規則等で規定されている出先機関については、従来どおり〔 〕(亀甲括弧)で表記する。
- ② 沼津市事務決裁規程に基づき、予算執行権限等を有する課長級職員が配置されている出先機関については、課相当の出先機関として課と同列に位置づける。
- ③ 指定管理者制度を導入している主要施設については、各所管課等との関係を…(点線)で明らかにし、〔 〕(亀甲括弧)で表記する。

企画部



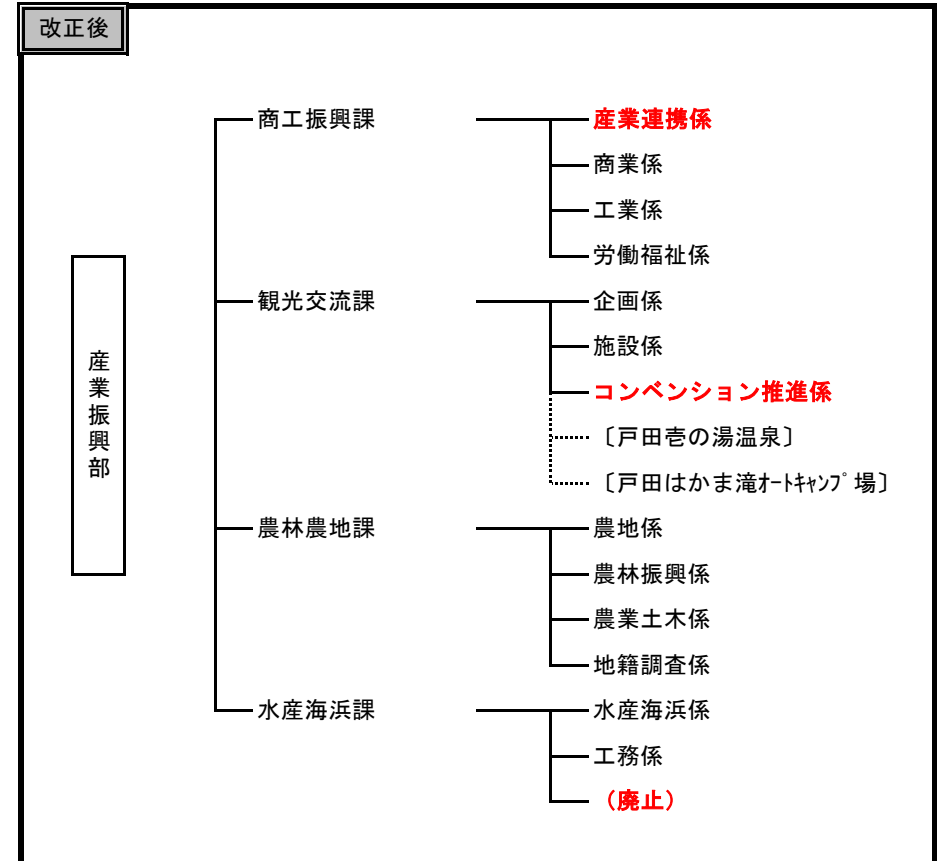
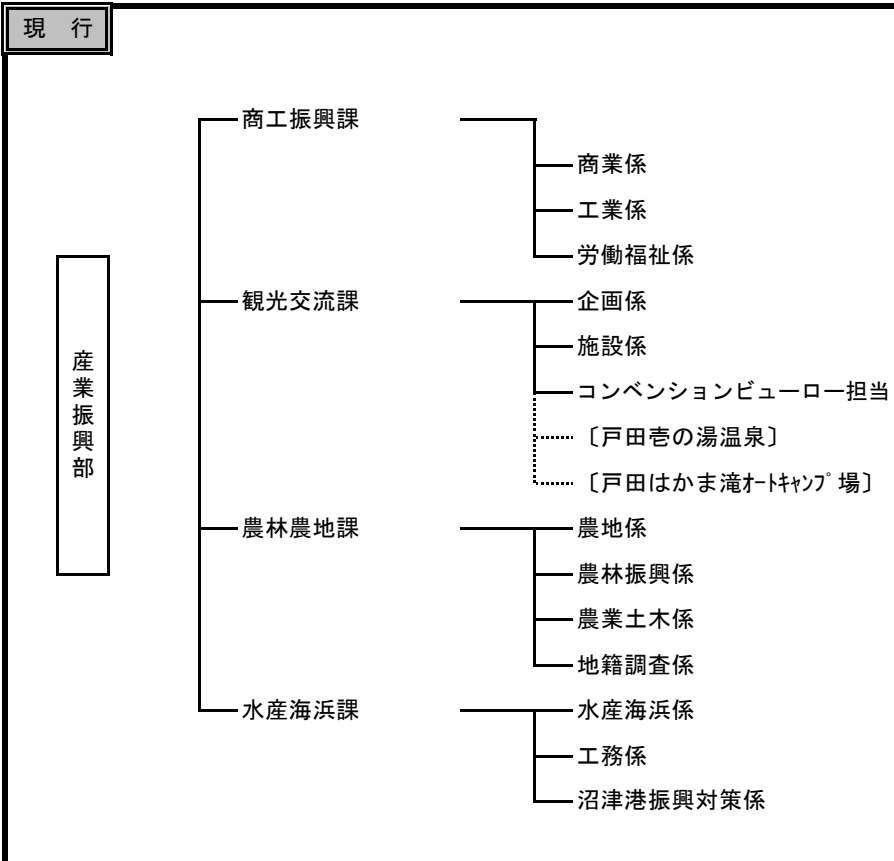
●市民協働課

・市民協働の推進に係る事務執行の効率化を図るため、市民協働課の「NPO活動推進担当」、「国際交流担当」及び「男女共同参画担当」を廃止し、同課に「協働推進係」及び「国際係」を新たに置く。

●市民相談センター

・市民相談や消費生活等に係る事務執行の効率化を図るため、市民相談センターの「市政情報担当」、「広聴・相談担当」及び「消費生活担当」を廃止し、同センターに「市民相談係」及び「消費生活係」を新たに置く。

産業振興部



●商工振興課

・地域産業の連携強化や企業の立地等の推進に係る組織体制の強化を図るため、商工振興課に「産業連携係」を新たに置く。

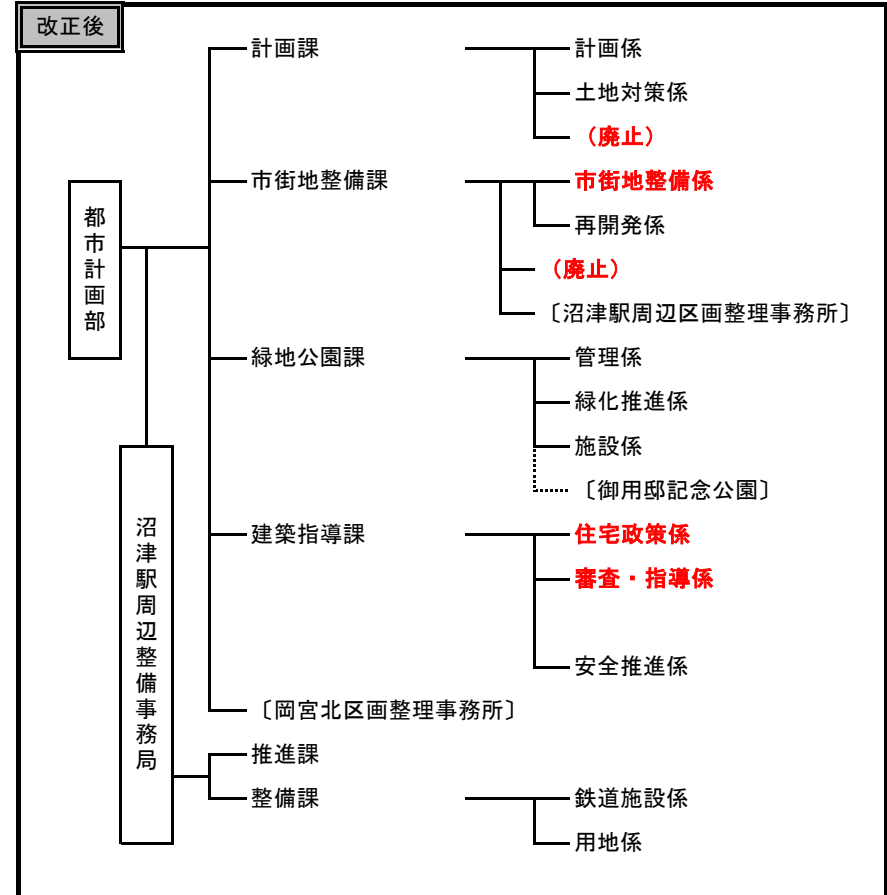
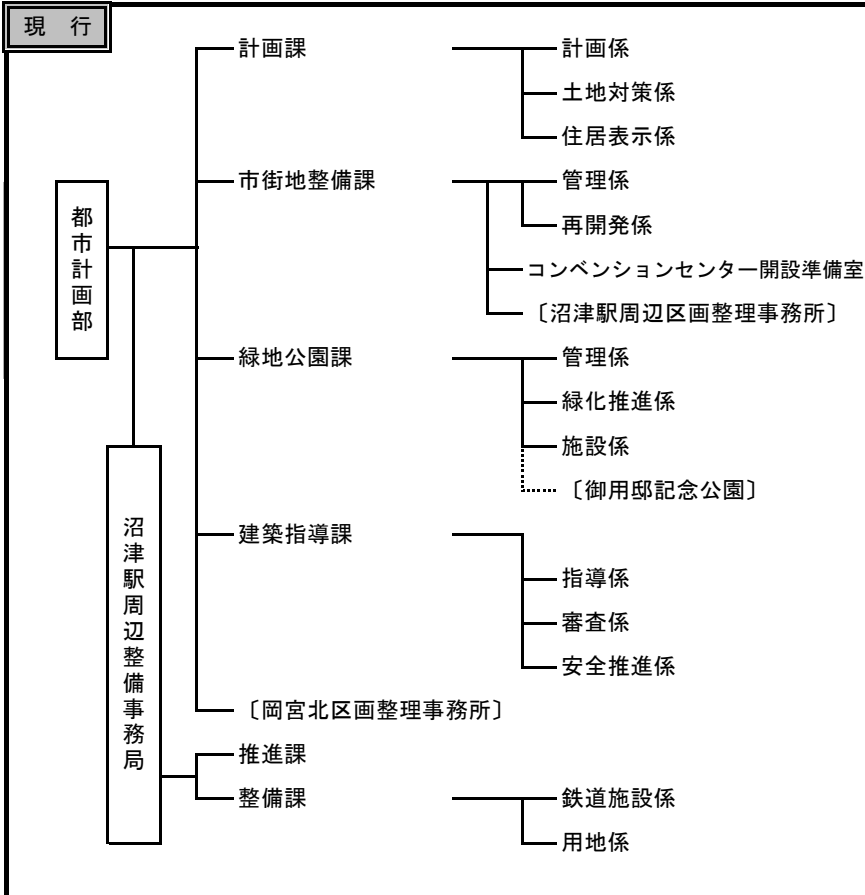
●観光交流課

・プラサヴェルデ(新キラメッセぬまづ)の開業を契機とした、交流人口増加や観光施策等の強化及び充実を図るため、観光交流課の「コンベンションビューロー担当」を廃止、「コンベンション推進係」を新たに置き、都市計画部市街地整備課「コンベンションセンター開設準備室」の所掌事務を移管する。

●水産海浜課

・水産海浜課における事務執行の効率化を図るため、「沼津港振興対策係」を廃止し、同課の「水産海浜係」へ事務を移管する。

都市計画部



●計画課

・計画課における事務執行の効率化を図るため、「住居表示係」を廃止し、同課の「計画係」へ事務を移管する。

●市街地整備課

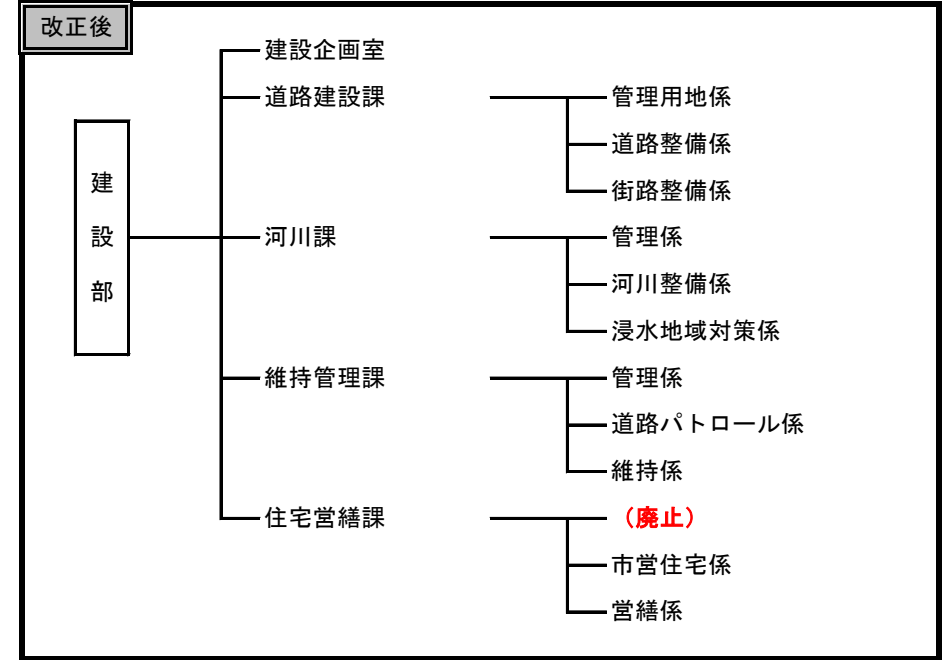
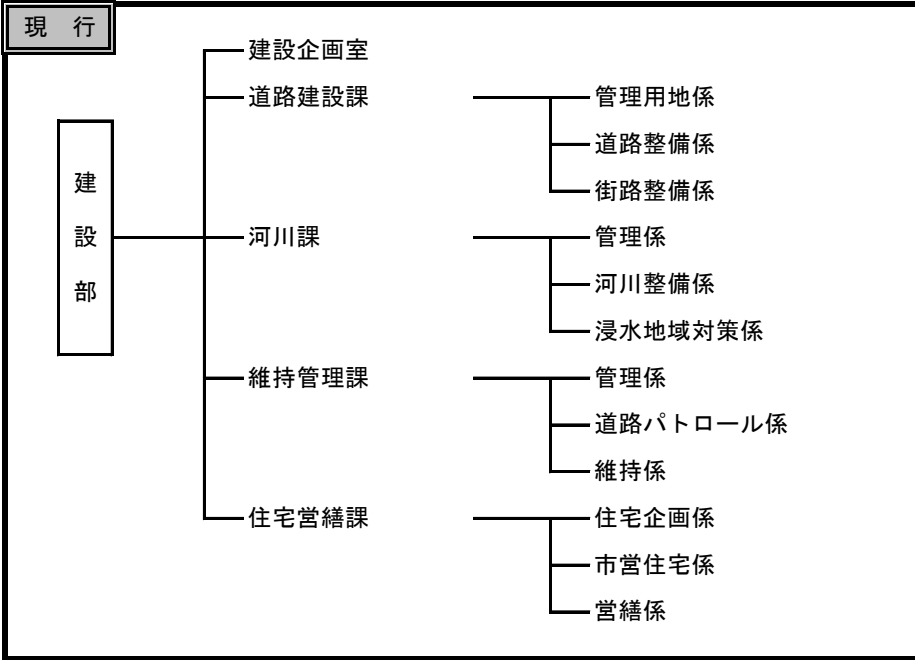
・プラサヴェルデ(新キラメッセぬまづ)の開設を契機に、市街地整備課の「コンベンションセンター開設準備室」を廃止し、所掌事務を産業振興部観光交流課へ移管する。

・市街地整備の促進に関する事務等の所管を明確にするため、市街地整備課の「管理係」を「市街地整備係」に変更する。

●建築指導課

・民間住宅施策の推進を図るため、建築指導課に「住宅政策係」を新たに置き、建設部住宅営繕課の「住宅企画係」の事務の一部を移管する。また、同課の「指導係」及び「審査係」を廃止し、「審査・指導係」を新たに置く。

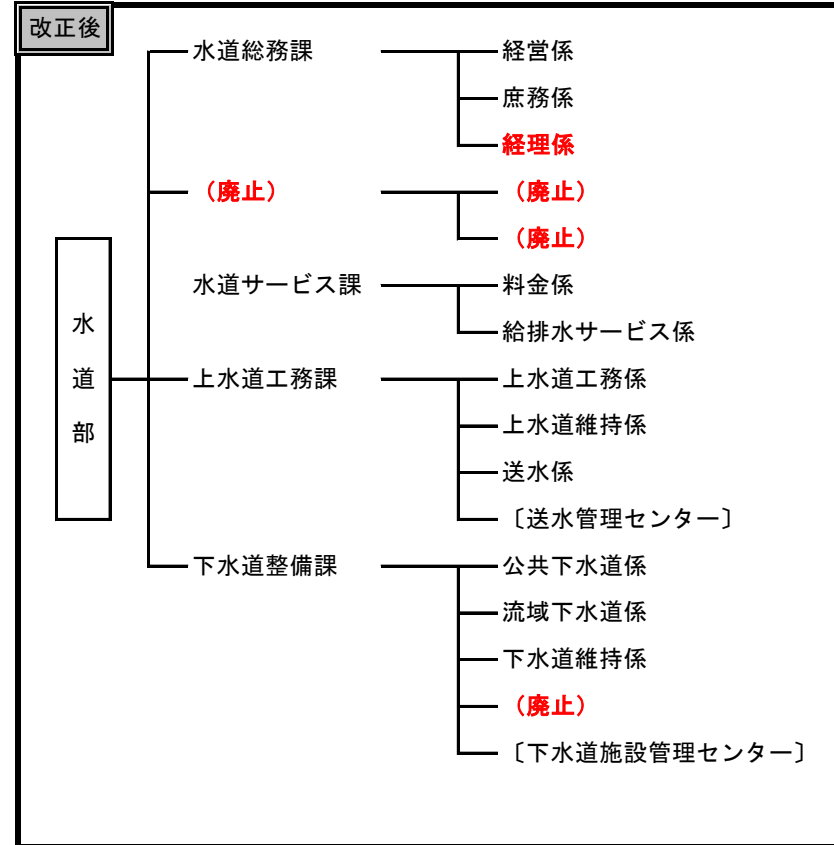
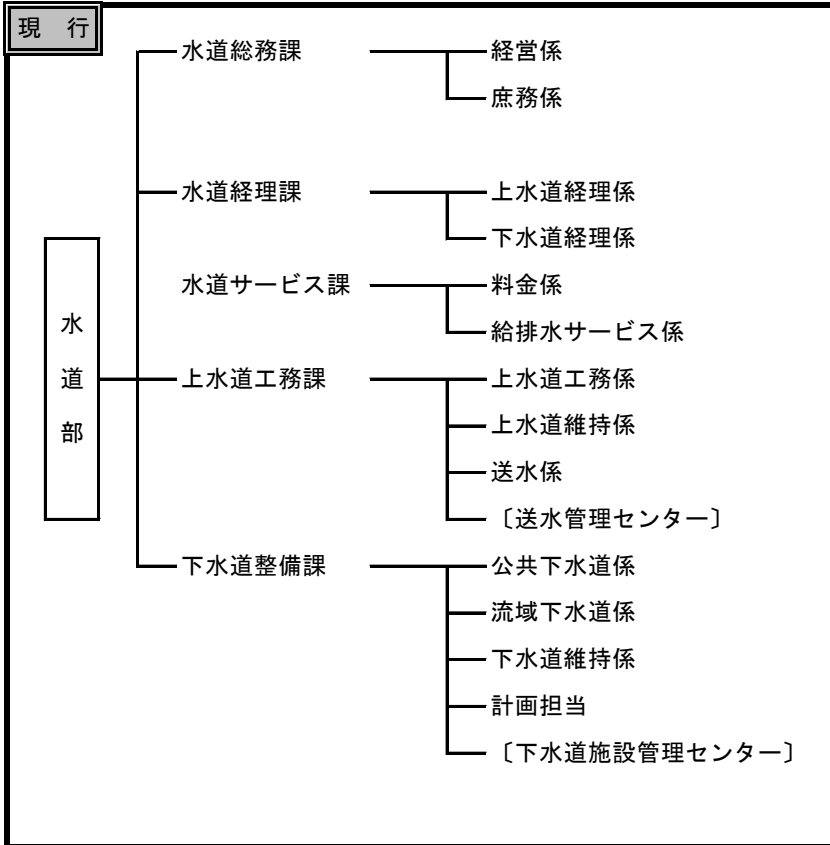
建設部



●住宅営繕課

・民間住宅施策の推進に向けた組織の一元化を図るため、住宅営繕課の「住宅企画係」を廃止し、市営住宅の企画等に関する事務を同課の「市営住宅係」へ移管するとともに、都市計画部建築指導課の「住宅政策係」へ民間住宅施策に関する事務を移管する。

水道部



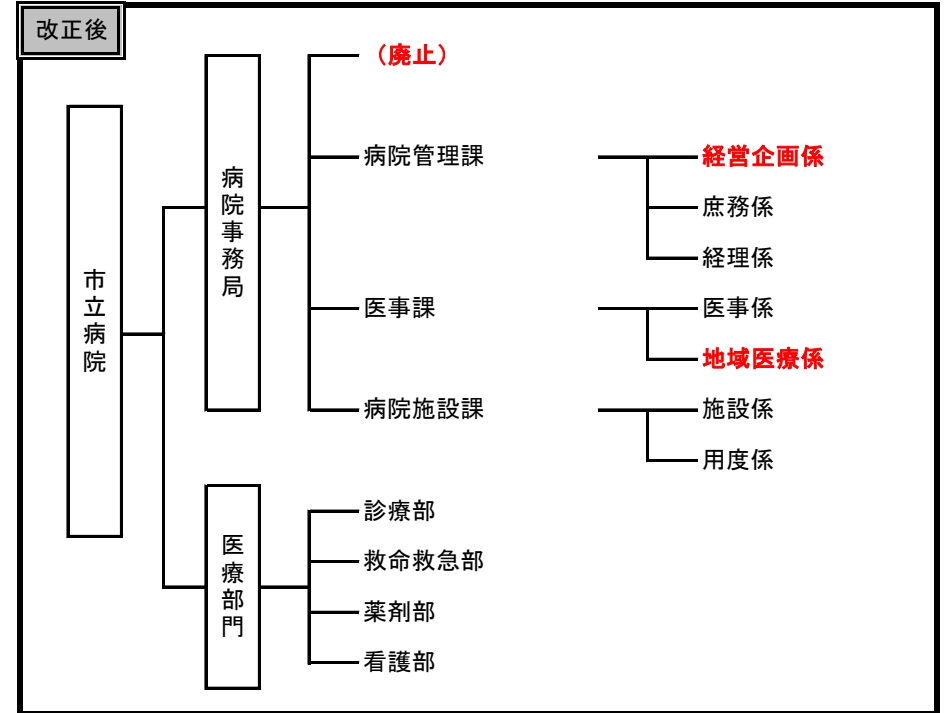
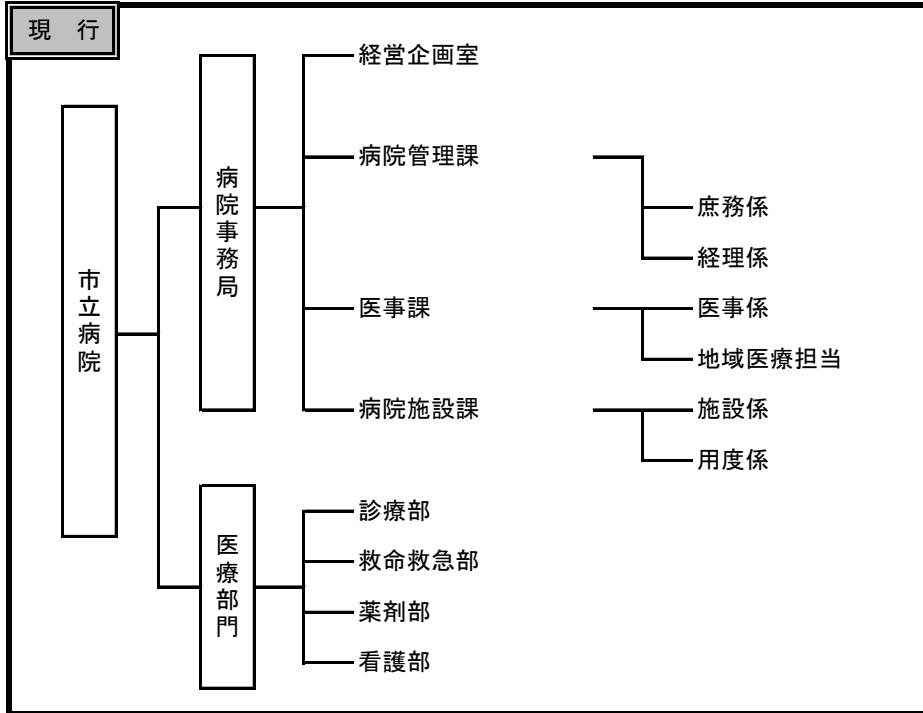
●水道総務課及び水道経理課

・水道部における事務執行の効率化を図るため、「水道経理課」を廃止し、水道総務課に「経理係」を新たに置く。

●下水道整備課

・下水道整備課における事務執行の効率化を図るため、「計画担当」を廃止し、同課の「公共下水道係」へ事務を移管する。

市立病院



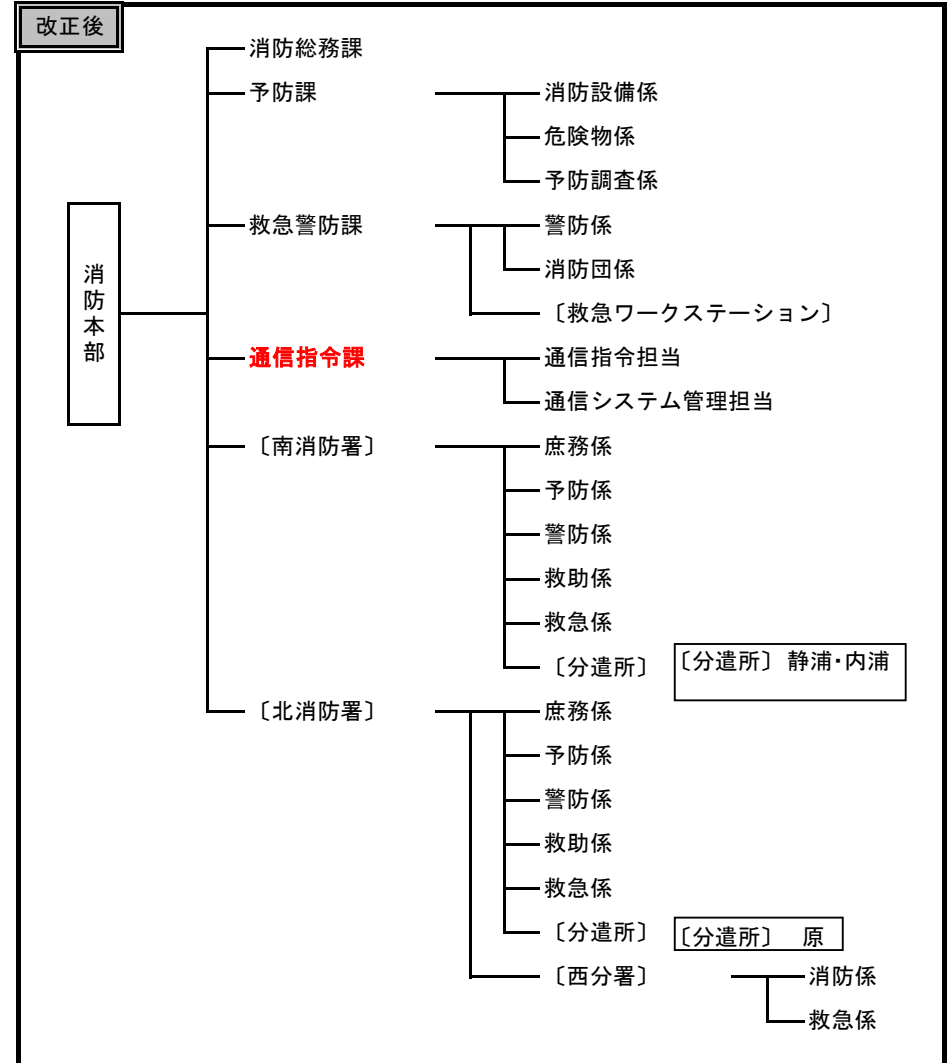
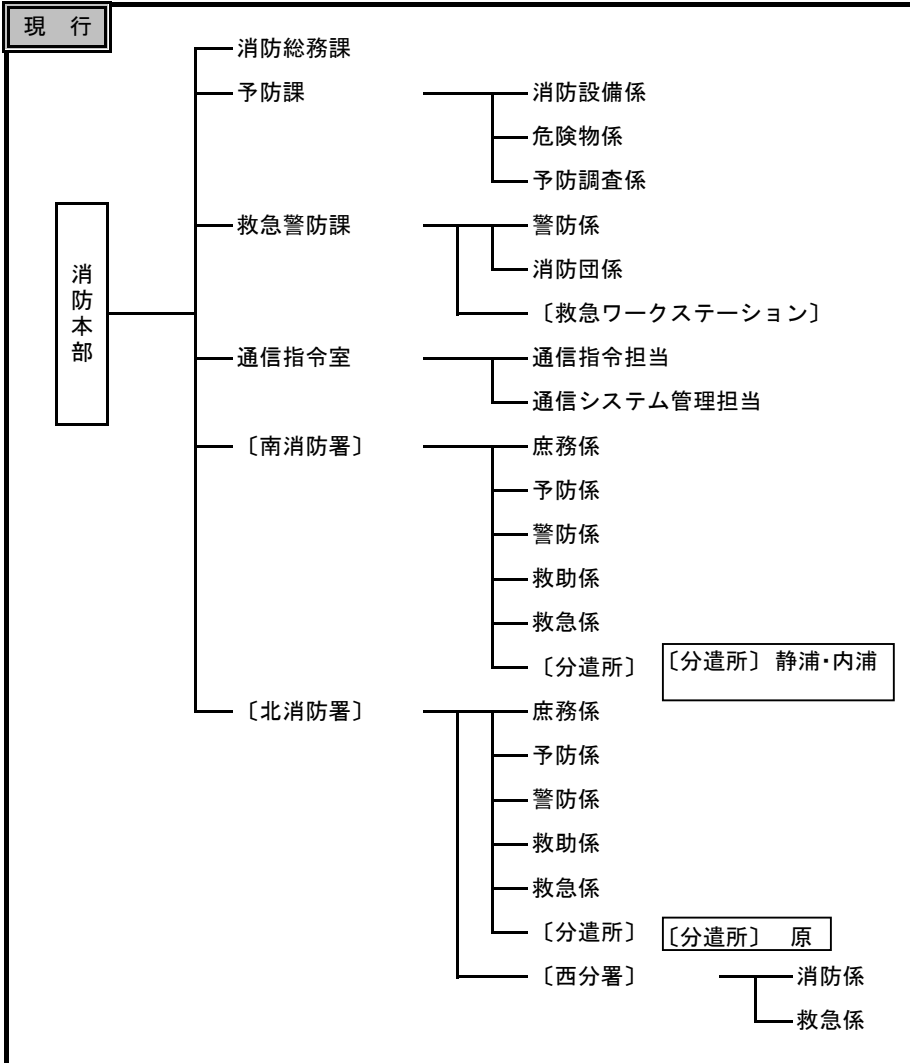
●経営企画室及び病院管理課

・市立病院における事務執行の効率化を図るため、経営企画室を廃止し、病院管理課に「経営企画係」を新たに置く。

●医事課

・近隣の医院などと連携しつつ地域医療を迅速に行うため、医事課の「地域医療担当」を「地域医療係」に変更する。

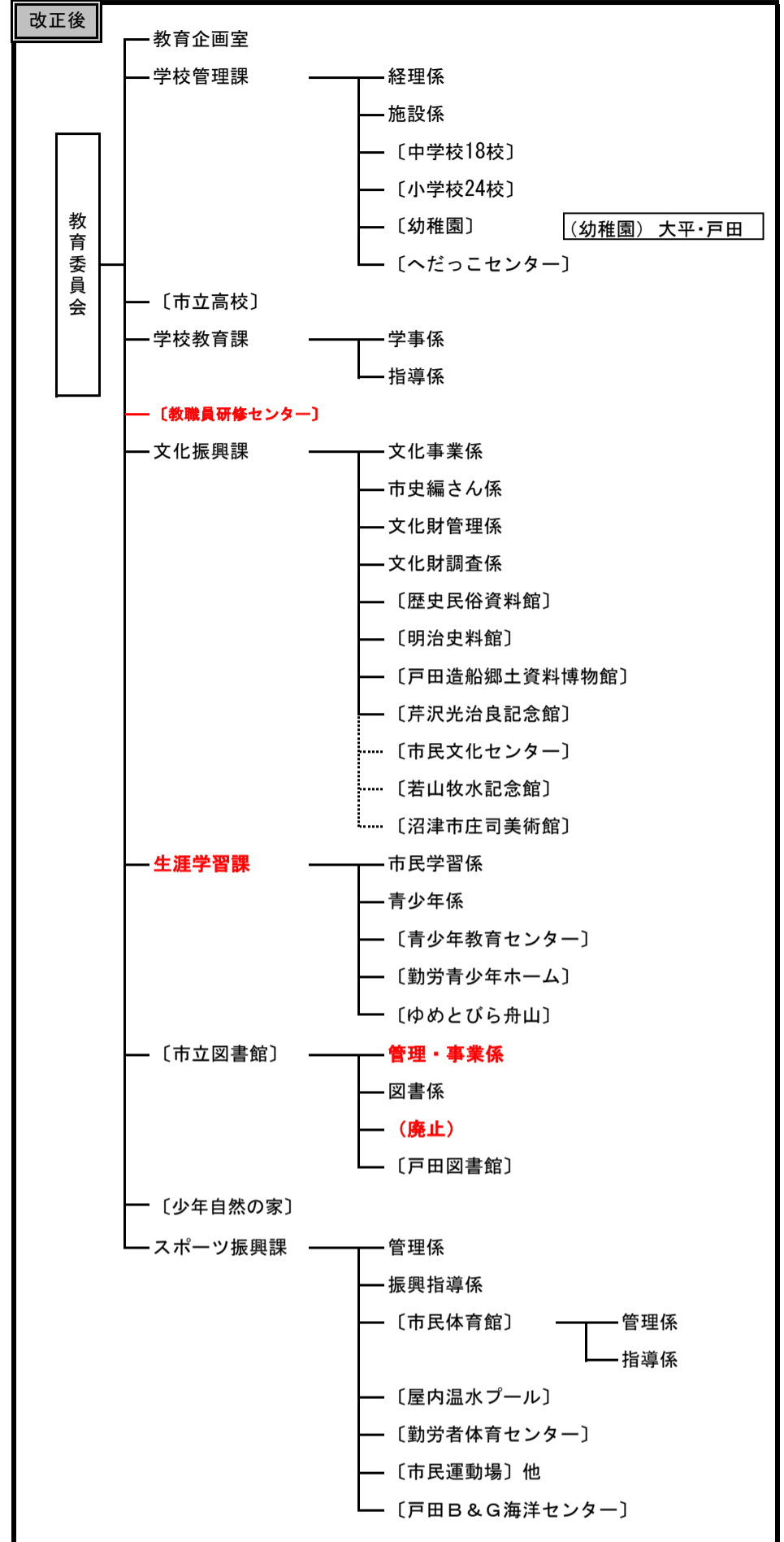
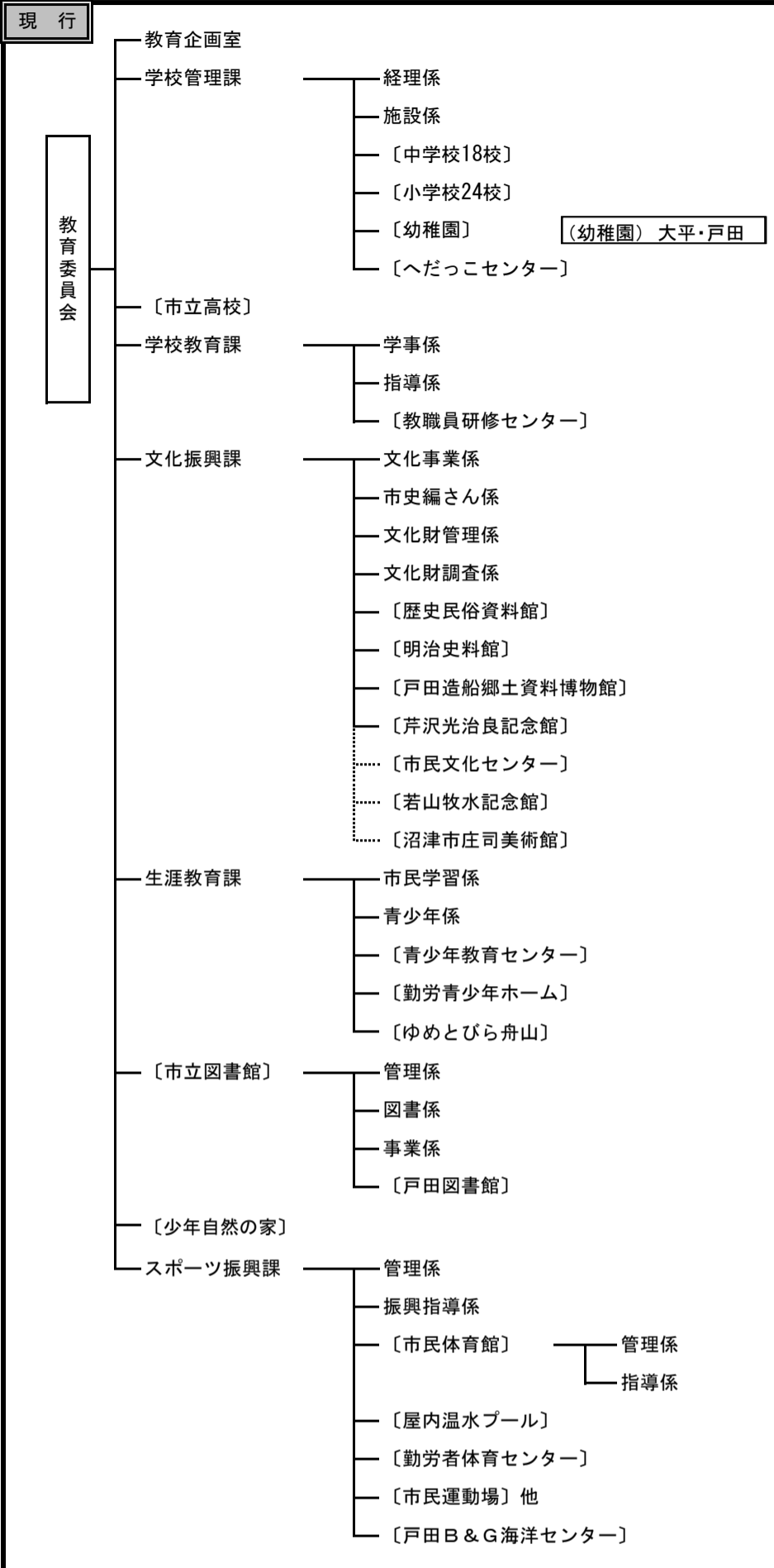
消防本部



●通信指令室

・消防救急無線のデジタル化の整備、消防広域化準備等の事務量増加への確に対応するため、**通信指令室を「通信指令課」に変更する。**

教育委員会



●**学校教育課**

・教職員の研修体制の充実を図るため、学校教育課の「教職員研修センター」を課相当に位置付ける。(課長級の「所長」を配置)

●**生涯教育課**

・市民の生涯にわたる学習支援等といった課の業務の実態に合わせて、生涯教育課を「生涯学習課」に変更する。

●**市立図書館**

・市立図書館における事務執行の効率化を図るため、「管理係」及び「事業係」を廃止し、「管理・事業係」を新たに置く。